



として、以下が今回お話ししたい点なのですが、改正点は上記だけでなく、平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方から、育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されることになりました。

ん？これって意味わかんない、とお思いの方のために以下に詳しくご説明しますね。

### ●育児休業給付の支給期間を基本手当の算定基礎期間から除外するってどういうこと？

前にもお話しましたが

基本手当の算定基礎期間とは、大雑把にいうと事業主に雇用されていた期間、つまりひとつの会社に在職していた期間のことです。

この算定基礎期間で(特定受給資格者の場合は十年齢で)、失業等給付の基本手当(つまりは失業手当)の給付日数が決まります。

特定受給資格者、就職困難者以外の方の場合、

算定基礎期間 ～10年未満 90日  
10年～20年未満 120日  
20年以上 150日

と決まっています。

特定受給資格者の場合ですと、もっと細かく年数が定められています。

この**算定基礎期間**に、育児休業給付(育児休業給付基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金)を受給した期間は算入しない、といっているのです。

なぜなら、この期間はもう雇用保険からの給付を受給しているからという訳です。

### ●西尾の解説

私の個人的な意見としては、育児休業後も引き続き働く意思のある社員が育児休業を取得したのだから、その期間は算定基礎期間に入れて欲しいと思います。

長期欠勤者(病欠等の場合)でも、賃金の支払いのあるなしにかかわらず事業主との雇用関係が存続していれば、その期間は被保険者として算定基礎期間となります。

これでは、子育てを支援している、とは云えないのでは？

例えば3人のお子さんを働きながら育てた場合、3回育児休業すれば

ほぼ3年が算定基礎期間から除外されるということになり、

「働くお母さんを国がサポートします！」という看板に偽りありだと思えます。

---

---

### ★トピックス～基本手当(失業等給付)の額はこうして決まる！～

雇用保険法が改正され、この10月から失業等給付の基本手当を受給するには、倒産・解雇等の理由以外で離職した人の場合、過去2年間に1ヶ月11日以上賃金の支払いを受けた月が12ヶ月必要ということになりました。

しかし、賃金日額の計算に関しては、相変わらず最後の6ヶ月間の賃金総額÷180として計算します。

ふ～ん、この金額がもらえるのね。いやいや違います。

60歳未満の方の場合賃金日額のおよそ50～80%、60～64歳の方の場合は45～80%が基本手当日額となっており、賃金の低い方ほど高い率です。

その上、最高限度額が決まっています。

平成19年8月1日現在

30歳未満 6,365円

30歳～45歳未満 7,070円

45歳～60歳未満 7,775円

60歳～65歳未満 6,777円

とっております。

どんなに高い賃金の方でも、こと基本手当に関して言えば  
基本手当日額が一番高い45歳～60歳未満の方でも  
1日7,775円(1回の認定28日分217,700円)以上に  
なることはありえない、ということになります。

何度も申しあげていることではありますが、雇用保険の基本手当は  
「失業手当を貰って、すこしゆっくり自分探しの旅でも...。」という趣旨で  
実施しているものではないのですよね。  
それもあり、だと個人的には思うのですけどね。

~~~~~編集後記~~~~~

11月13日、舛添厚生労働大臣が5000万件  
の年金照合作業に付いて、年内に600万人に  
通知を送付すると明言しました。  
同日、年金記録確認の地方第三者委員会で  
初の認定せず、という事例がありました。  
年金についての通知、送付があればまたここで  
新たな問題が表面化する惧れもあります。  
また第三者委員会のありようについても、まだまだ  
疑問点があります。  
次回はこの第三者委員会についてのご説明を  
させていただきたいと思っております。

年内のメルマガは、残すところ後2回となりました。  
気合を入れて頑張ります！

~~~~~

\*\*\*\*\*

### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 \*

\*\*\*\*\*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

